普徴印字イメージ1【普通徴収通知書】【表面】

スプロケット

◎◎　年度　市民税・府民税納税通知書（税額決定通知書）　（◎◎　年度分）　1/2枚目

〒999-9999
◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎
◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎
◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎
◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎
◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎様

あなたの税額を本書のとおり決定しましたので、地方税法、大阪府税条例及び茨木市市税条例の規定により通知します。

◎◎99年99月99日

茨木市長

通知書番号	9999999999
主体番号	9999999999

お問い合わせ先　（代表）072-622-8121

・課税内容に関すること
　市民税課市民税係　（直通）072-620-1614
・納付に関すること
　収納課収税係　（直通）072-620-1616

■市民税・府民税の年税額

年　税　額	9,999,999,999
充　当　額	9,999,999,999
差引徴収税額（①＋②＋③）	9,999,999,999
①普通徴収税額（個人納付分）	9,999,999,999
②公的年金等からの特別徴収税額	9,999,999,999
③給与からの特別徴収税額	9,999,999,999
控除不足額	9,999,999,999

年税額の計算につきましては、
別紙「課税明細書」をご覧ください。

①普通徴収税額（個人納付分）

期別	納期限	税額
第1期	◎◎99年99月99日	9,999,999,999
第2期	◎◎99年99月99日	9,999,999,999
第3期	◎◎99年99月99日	9,999,999,999
第4期	◎◎99年99月99日	9,999,999,999
普通徴収税額合計		9,999,999,999

◎本書と一緒に納付書をお送りしている方につきましては、各納期の税額をそれぞれの納期限までに納めてください。
・一括で全額納める方…「全」と書かれた納付書で納めてください。
・期別ごとに納める方…「1」「2」「3」「4」と書かれた納付書で納めてください。
◎納付書にバーコード印字が無い場合は、コンビニエンスストアでの納付はできません。納付書裏面に記載の金融機関で納めてください。
◎口座振替の場合は、納期限日に税額を振り替えます。

振替口座

金融機関名	◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎		
支店名	◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎	振替区分	◎◎

②公的年金等からの特別徴収税額

	徴収月	税額
仮徴収	◎◎99年99月	9,999,999,999
	◎◎99年99月	9,999,999,999
	◎◎99年99月	9,999,999,999
本徴収	◎◎99年99月	9,999,999,999
	◎◎99年99月	9,999,999,999
	◎◎99年99月	9,999,999,999
合計		9,999,999,999

次年度
公的年金等からの仮特別徴収税額

	徴収月	税額
仮徴収	◎◎99年99月	9,999,999,999
	◎◎99年99月	9,999,999,999
	◎◎99年99月	9,999,999,999

※あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、・・・

特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称	◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎ ◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎	支払者の法人番号	9999999999999

③給与からの特別徴収税額

給与からの特別徴収税額	9,999,999,999

※内訳については、「給与所得に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定又は変更通知書」をご覧ください。

◎◎　年度　市民税・府民税課税明細書（◎◎　年度分）　2/2枚目

住所（1月1日現在）	◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎
氏　　名	◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎

通知書番号	9999999999
主体番号	9999999999

■所得の内訳

◎◎99年99月99日　茨木市長

総合課税所得

所得項目		所得金額
給与収入		9,999,999,999
公的年金収入		9,999,999,999
総合課税所得の内訳	給与所得	9,999,999,999
	公的年金所得	9,999,999,999
	営業等所得	9,999,999,999
	農業所得	9,999,999,999
	不動産所得	9,999,999,999
	利子所得	9,999,999,999
	配当所得	9,999,999,999
	その他雑所得	9,999,999,999
	短期譲渡益	9,999,999,999
	長期譲渡益	9,999,999,999
	一時1/2前	9,999,999,999
		9,999,999,999
		9,999,999,999
	総合課税所得の合計	9,999,999,999

分離課税所得

所得項目			所得金額
分離課税所得の内訳	短期譲渡 一般	前	9,999,999,999
		後	9,999,999,999
	短期譲渡 軽減	前	9,999,999,999
		後	9,999,999,999
	長期譲渡 一般	前	9,999,999,999
		後	9,999,999,999
	長期譲渡 特定	前	9,999,999,999
		後	9,999,999,999
	長期譲渡 居住用	前	9,999,999,999
		後	9,999,999,999
	株式等譲渡 一般分		9,999,999,999
	株式等譲渡 上場分		9,999,999,999
	上場株式等の配当等		9,999,999,999
	先物取引		9,999,999,999
	山林		9,999,999,999
	退職		9,999,999,999

合計所得金額	9,999,999,999
繰越損失額	9,999,999,999

■所得控除の内訳

控除項目	控除額	控除項目	控除額
雑損控除	9,999,999,999	寡婦・寡夫控除	9,999,999,999
医療費控除	9,999,999,999	勤労学生控除	9,999,999,999
社会保険料控除	9,999,999,999	配偶者控除	9,999,999,999
小規模企業共済等掛金控除	9,999,999,999	配偶者特別控除	9,999,999,999
生命保険料控除	9,999,999,999	扶養控除	9,999,999,999
地震保険料控除	9,999,999,999	基礎控除	9,999,999,999
障害者控除	9,999,999,999	所得控除額合計	9,999,999,999

16歳未満	控除対象扶養親族等　該当区分（人数）								本人　該当区分	
	控除配偶者	特定扶養	同居老親	老人扶養	その他扶養	同居特障	特別障害	その他障害	本人障害	本人該当

■課税標準額

課税所得			控除額
総所得			9,999,999,999
分離課税所得	短期譲渡	一般	9,999,999,999
		軽減	9,999,999,999
	長期譲渡	一般	9,999,999,999
		特定	9,999,999,999
		居住用	9,999,999,999
	株式等譲渡		9,999,999,999
	上場株式等の配当等		9,999,999,999
	先物取引		9,999,999,999
	山林		9,999,999,999
	退職		9,999,999,999

■算出所得割額

課税所得			市民税	府民税
総所得			9,999,999,999	9,999,999,999
分離課税所得	短期譲渡	一般	9,999,999,999	9,999,999,999
		軽減	9,999,999,999	9,999,999,999
	長期譲渡	一般	9,999,999,999	9,999,999,999
		特定	9,999,999,999	9,999,999,999
		居住用	9,999,999,999	9,999,999,999
	株式等譲渡		9,999,999,999	9,999,999,999
	上場株式等の配当等		9,999,999,999	9,999,999,999
	先物取引		9,999,999,999	9,999,999,999
	山林		9,999,999,999	9,999,999,999
	退職		9,999,999,999	9,999,999,999
合計			9,999,999,999	9,999,999,999

■市民税額・府民税額の内訳

		市民税	府民税
①税額控除前所得割額		9,999,999,999	9,999,999,999
税額控除額	②調整控除額	9,999,999,999	9,999,999,999
	③配当控除額	9,999,999,999	9,999,999,999
	④住宅借入金等特別控除額	9,999,999,999	9,999,999,999
	⑤寄附金控除額	9,999,999,999	9,999,999,999
	⑥配当割・株式等譲渡所得割額	9,999,999,999	9,999,999,999
	⑦税額調整額	9,999,999,999	9,999,999,999
⑧差引所得割額（①－（②～⑦）		9,999,999,999	9,999,999,999
⑨均等割額		9,999,999,999	9,999,999,999
⑩年税額（⑧＋⑨）			9,999,999,999

12inch
8.3inch